

就労継続支援A型事業

福祉事業所 **春**の日

～施設概況と取り組みについて～

特定非営利活動法人 マイ・ライフ

自己紹介

- 小林季史（こばやし としふみ）京都市生まれ 55歳
- 10歳 滋賀に（父親が酒屋を開業）
- 20歳 大阪の不動産業入社
- 21歳 バブル崩壊 不動産から人材会社へ
- 24歳 酒屋廃業 酒税免許制度の構造改革
- 25歳 企業買収の為、愛知県の企業のサラリーマン
- 32歳 人材派遣業独立 滋賀県と愛知県同時開業
- 41歳 リーマンショック 売上80%減
- 44歳 NPO法人設立（高齢者デイサービス開所）
- 46歳 就労継続支援A型開所
- 51歳 日本福祉大学通信学課入学
- 52歳 グループホーム開設 コロナ禍
- 55歳 大学卒業・精神保健福祉士取得

経営上の基本的な考え方

- 人事を尽くして天命を待つ
- 「三方良し」のバランス

法人（個人・社員）



顧客（地域・行政）

当事者

我が町 甲賀市



□ 滋賀県甲賀市

人口 37,532世帯
88,754人

おもな産業

- ・ 製造業、農業

主な就労福祉資源

A型 3事業所

B型 13事業所

就労移行 2事業所



特定非営利活動法人マイ・ライフについて

- 名称：特定非営利活動法人 マイ・ライフ
- 所在地：滋賀県湖南市中央4丁目59番地
- 設立年月：平成24年5月
- 運営事業
 - ・ デイハウス春の日（通所介護事業）定員10名
 - ・ 福祉事業所春の日（就労継続A型）定員20名
 - ・ グループホーム春の日（共同生活援助）定員7名

大切にしていること・・・

理念：

「希望するすべての人が

地域で暮らせる共生社会の実現」

方針：「働くよろこびを共に」

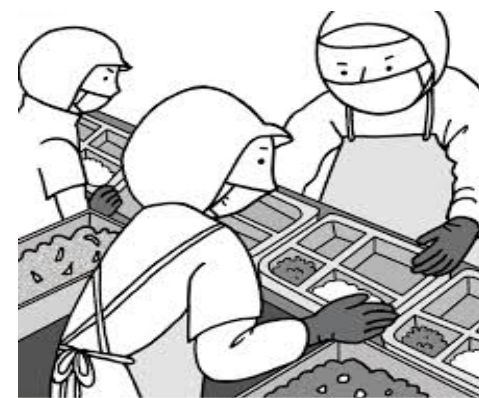
生産、販売活動をとおして、お客様によりこんで頂くことが私たちのよろこびとなるよう考え、改善し、行動していきます

福祉事業所 **春**の日



福祉事業所 春の日について

- 事業の種類：就労継続支援A型事業
(障害者総合支援法による)
- 所在地：滋賀県甲賀市水口町東名坂251
- 開設年月：平成26年6月1日(定員20名)
- 主な活動内容
産業給食の製造・販売
ミールキット製造販売
施設外就労(清掃・販売・農業)



作業の様子（おかず盛り付け）



食べていただくお客さまの顔を浮かべながら、ひとつずつ丁寧に、まごころこめて盛りつけていきます。

見本



1	本日の弁当の数を数える
2	弁当容器を並べる
3	容器の消毒
4	衛生手袋をする
5	見本を見ながら盛り付ける
6	盛り付け漏れ（ミス）がないかチェックする
7	蓋を消毒し、しめる

福祉事業所 春の日について

□ スタッフ（利用者さん）について

- 33人（男：16名・女：17名）

利用実績25.8名

2023年4月現在

障がいの種類（手帳種別）

- 身体： 2名
- 知的： 18名（B1もしくはB2判定）
- 精神： 12名
- 難病等対象者： 1名

福祉事業所 春の日について

□ 給料支払い実績

→月額：81,740円（令和3年度平均支給額）

□ 賃金

→時給：927円（6：00～16：00）

弁当約550食～650食／日（令和5年5月現在）

売上：弁当 4200万円

施設外 750万円



リサイクル 120万円（令和3年度実績）

A型事業のスコア方式

就労継続支援 A 型事業所における地域連携活動実施状況報告書

事業所名	福祉事業所春の日	事業所番号	2511400323
住所	甲賀市水口町東名坂 2 5 1	管理者名	小林 季史
電話番号	0748-65-3230	対象年度	令和3年度

地域連携活動の概要

<p><活動内容></p> <p>活動場所：甲賀市役所 実施日程：月曜日～金曜日（週5日） 実施した生産活動：お弁当等の販売 毎日：2～3名に対応</p> <p><目的></p> <p>地域連携のねらい：町の中心地である市役所にて、色々なお弁当を販売をさせて頂くことで、PRはもちろん、直接販売の経験を積むことができると考えた。</p> <p>地域にとってのメリット：食事ができること、お弁当販売の時間が延びたこと。</p> <p>対象者にとってのメリット：就労支援部会を通しての出店のため、地域の方との交流はもちろんだこと、他の施設との交流もできること。</p> <p><成果></p> <p>実施した結果：令和3年6月オープン 毎日月曜日～金曜日 水曜はカフェも含む 10時より準備 11時～14時オープン 15時片付け終了 2～3名体制 平均販売数、弁当23食 カフェ食 得られた成果と課題：コロナ過ではあったが、余り休むことなく営業することができた。少しづつ認知もされてきていると感じている。売り上げも概観に伸びている。スタッフも同名称ローテーションすることで、より多くの方に経験を積んでもらうことができた。また、勤務時間も1時間多くなるため、収入も高めたやりがいの場を作ることができた。課題としては、商品を増やすこと、接客などをもっと少し積極的に行ってきたい。</p>	<p><活動の様子></p>  
--	---

連携先の企業等の意見または評価

<p>現在、甲賀市役所別館内にある喫茶スペースにて、B型事業所と一緒に事業展開を行っております。いつもお店に行くと、笑顔で元気に「こんにちは！いらしゃいませ！ありがとうございます！ごゆっくりどうぞ！」と声をかけておられる姿が印象的です。時折、お客様からの予期しない要望に対しても丁寧に受け答えをされています。他事業所と交流も出来ており、利用者の働く姿は、他事業所（B型）の模範となっており、他事業所の利用者・支援者共に良い勉強の場となり、良い関係性が築けています。また、新型コロナウイルスが感染拡大する中、感染予防対策をしっかりとして、休まず営業された事も市役所職員はじめお客様から大変良い評価を頂いています。今後もお客様からのご要望に応じたサービスを期待しています！！</p>	<table border="1"> <tr> <td>連携先企業名</td> <td>甲賀市障がい者就労支援部会</td> <td>担当者名</td> <td>香月 剛</td> </tr> </table>	連携先企業名	甲賀市障がい者就労支援部会	担当者名	香月 剛
連携先企業名	甲賀市障がい者就労支援部会	担当者名	香月 剛		

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	福祉事業所春の日	事業所番号	2511400323
住所	滋賀県甲賀市水口町東名坂 2 5 1	管理者名	小林 季史
電話番号	0748-65-3230	対象年度	令和3年度

(Ⅰ) 労働時間		45
①1日の平均労働時間が7時間以上		
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	○	
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満		
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
(Ⅱ) 生産活動		40
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者へ支払う資金の総額以上	○	
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者へ支払う資金の総額以上		
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者へ支払う資金の総額以上		
(Ⅲ) 多様な働き方（※）		35
①免許・資格取得、特定の受給制度に關する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
②利用者を職員として使用する制度		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
③在宅勤務に係る労働条件及び労務支援		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
④フレックスタイム制に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑤短時間勤務に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑥時差出勤制度に係る労働条件		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある		
⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	○	
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
⑧感染症休暇等の取得に關する事項		
就業規則等で定めている		
就業規則等で定めており、前年度の実績がある	○	
小計（注1）	9	点

(Ⅳ) 支援力向上（※）		35
①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会		
参加した職員が1人以上半数未満であった		
参加した職員が半数以上であった	○	
②研修、実習の実施又は受け入れ		
いずれか一方のみの取組を行っている		
いずれの取組も行っている	○	
③販路拡大の商談会等への参加		
1回の場合	○	
2回以上の場合		
④接客・実習の実施又は受け入れ		
人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	○	
⑤ピアサポーターの配置		
ピアサポーターを職員として配置している		
⑥第三者評価		
過去3年以内の福祉サービス第三者評価を実施しており、結果を公表している。		
⑦国際標準化規格が定められた規格等の認証等		
都道府県知事が発出と認める国際標準化規格が定められた規格その他これに準ずるものの認証を受けている		
小計（注2）	9	点

(※) 任意の5項目を選択すること (注2) ①以上:35点、6-7:25点、1-5:15点

(Ⅴ) 地域連携活動		10
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している		
事例以上ある場合	○	10

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	45
生産活動	5点		20点	25点	40点				35
多様な働き方	0点		15点	25点	35点				40
支援力向上	0点		15点	25点	35点				35
地域連携活動	0点			10点					10

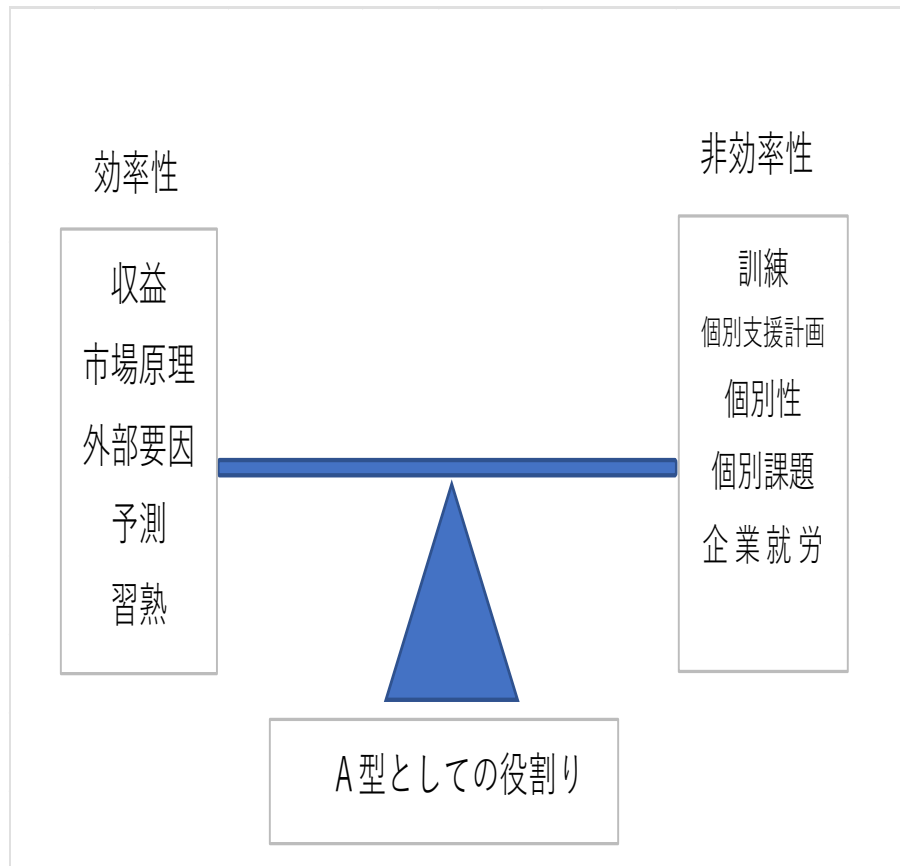
合計		165	点
		/ 200点	

(※) 任意の5項目を選択すること (注1) ①以上:35点、6-7:25点、1-5:15点

では、
我が町でどのようにして
生き残るのか？

私も知りたいですが . . .

そもそもA型事業は難しい



- 市場原理（競争社会のため自ら調整することが出来ない）
- 事業収益のスコアの割合高
- 毎年上がる最低賃金
（事業収益を必ず上げていかなければならない）
- 事業収益性と作業レベルのバランス

全国のタイプ別好事例A型事業所

タイプ	ア	イ	ウ	合計	選定基準
①福祉工場 & 多機能型	12	8	3	23	以前より福祉工場として運営の実績がある。または、社会福祉法人でA型事業所以外の事業を多数運営している事業所
②企業バック型	7	3	1	11	同法人もしくは、役員で影響下にある企業の仕事を主な業務としているとみられる事業所
③単独型	1	3	1	5	独自で事業を構築している事業所
④給付金依存型	0	2	2	4	事業売上が、当事者の給料より少ないとみられる事業所

出典：ア 全Aネット（2019）「就労継続支援A型事業所好事例集」

出典：イ 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク（2019）「就労継続支援A型・B型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析に係る調査研究」

出典：ウ 株式会社インサイト（2019）「就労継続支援A型経営改善ガイドライン」

弊所で行っている 我が町で生き残るために心掛けていること

- これまでの事業効率の見直し
- 地域性に合った新たな事業への挑戦
- 情報の収集
- 地域との連携

作業効率の見直し（機械化）

- 機械化によるボトルネックの解消（平均100個増/日）



顧客との交渉による業務の効率化

■ 事業の見直し（スタッフの負担改善）



レードル1杯
(約180cc)



インスタントに変更



これまでの失敗事例 1

□ 就労移行開設（2019年4月開業）

- ・ リタリコと契約し資料を活用
- ・ B型アセスの利用ばかり
- ・ コロナ禍で、受け入れ先がなくなる

2020年4月閉所 利用者3名はA型に移行



損失額：約500万
事務所費・改装・備品等

これまでの失敗事例 2

- 誰もがやりがちなキッチンカー
利用者さんの新たな仕事と見たが . . .

損失額：100万円



これまでの失敗事例 3

- ・ B型事業所開設の為、利用者さんの仕事として、洋服・小物の24時間無人によるリサイクルショップを開設



損失額：約400万円
改装費・備品・在庫

これまでの失敗事例 4

- ネットによる洋服のリサイクル事業（FC）
弁当以外の職種の開発の思い・・・
売上上がらず、B型の検討から
収益を上げる事、A型を継続することを目指す



助成金を活用した新たな事業 1

□ 農福連携（農業法人との連携）

近畿農政局（ビニールハウス・680万円助成）

A型での施設外事業（3名雇用予定）



新たな事業2 (ミールキット)

今後の最低賃金上昇対策



情報収集

- 労働政策審議会（障害者雇用分科会）
- SNSなどの活用（障害福祉サービス勉強会）
- 全Aネットの研修事業への参加
- 各種団体（商工会・中小企業家同友会・JC等）
- 昨年度視察先（高知・宮崎・福岡）
- PSWの勉強会

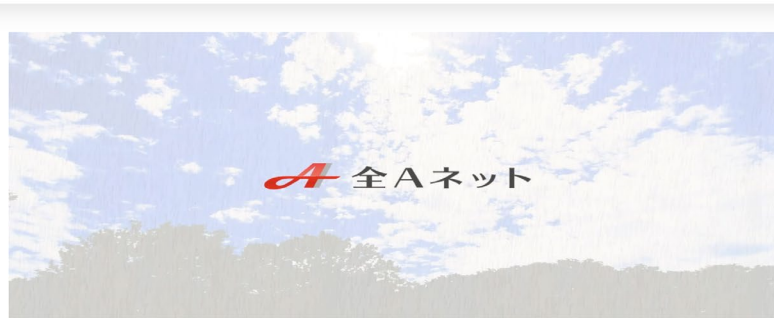
全Aネット

お知らせ

各都道府県支部からのお知らせ

セミナー

法人概要



注意：重要 お気をつけください！！

全Aネットからのメールは、名前（の英語表記やイニシャル表記）のあと、@zen-a.net が付いています。例えば、infoや事務局のローマ字表記や名字などは、「15.2.28@zen-a.net」のような数字や、「com」ではありません。ウイルスの可能性もありますのでご注意ください。福祉関係の方向けのメールには「Tel 044-142-3373 Fax 044-142-3373 Mobile 090-1733-3879」の連絡先が書いてあるものが多いのでご注意ください。

優先調達 ESG・SDGs 社会貢献

私たちだからできる
その仕事、お任せください。

資料請求
ご相談・お見積
詳しくはこちら



お知らせ

2022/5/24	お知らせ(2022/5/24) (PDF)	就労継続支援事業A型事業所の会計処理基準のガイドラインができました。インサイトのHPからダウンロード出来ます。就労支援事業会計の運用ガイドライン
2022/5/13	お知らせ(2022/5/13) (PDF)	2022年6月26日(土) 就労支援オンラインセミナー開催のお知らせ
2022/5/13	お知らせ(2022/5/13) (PDF)	理事会・総会のお知らせ
2022/4/26	全Aネット活動報告	2022年3月29日(火) ミニセミナー 行列のできる虐待相談所 報告書 (324.37 KB)
2022/3/18	各都道府県支部からのお知らせ	【岡山県支部】山本博司参議院議員へ要望書の提出を行いました (1.05 MB)

優良A型事業所認定証

就労継続支援 A 型事業の趣旨をふまえ、適正で健全な運営と経営を行い、利用者にも優良な就労の場を提供し、地域社会の福祉の増進に寄与している事業所として認定します。



認定番号：00029

認定事業所名：特定非営利活動法人 マイ・ライフ
福祉事業所春の日

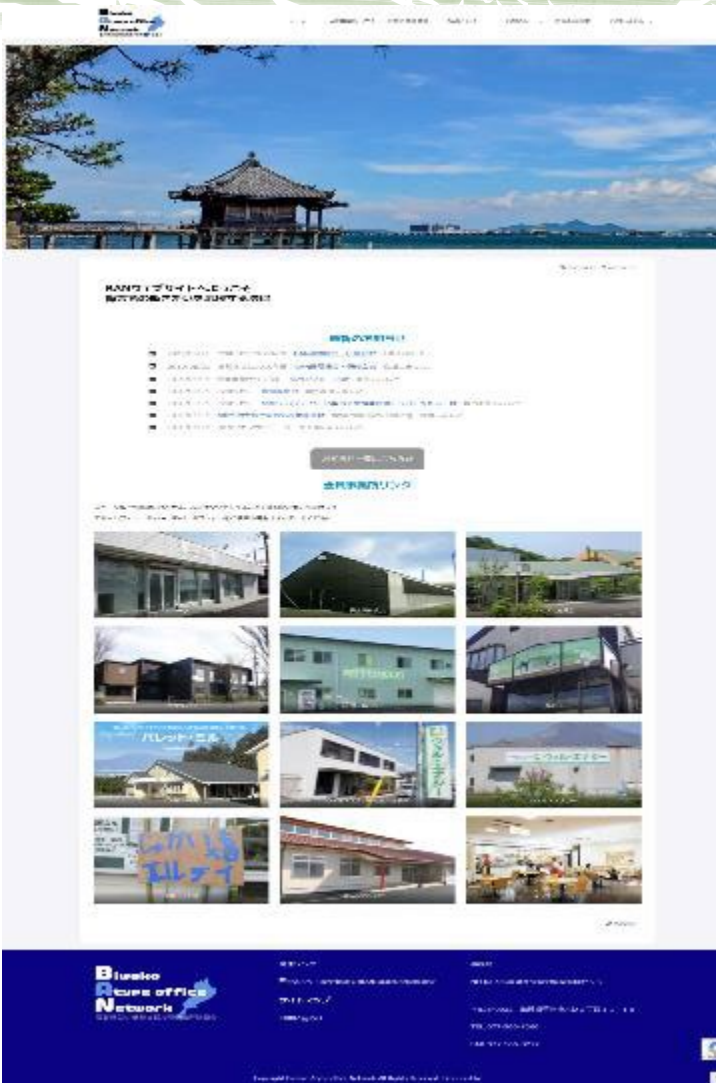
認定の有効期間：認定日から3年間

2022年6月25日認定

特定非営利活動法人 就労継続支援A型事業所全国協議会
優良事業所認定委員会



滋賀県就労継続支援A型事業所協議会



- 滋賀県全体数約40箇所
- 会員数 21箇所
- 主な事業
 - ・ 県内事業所のネットワークづくり
 - ・ A型事業所の質の向上
研修 2回
 - ・ 就労支援事業の収支改善
先進的事業所への視察
 - ・ 各種団体との連携

地域との連携

就労支援部会との共同事業



甲賀市主催の農福連携事業



今後やりたい企業との連携

【ポイント】新設助成金の設定及び既存助成金の拡充について（案）

	助成金	支援内容・拡充内容
新設	中高年齢等障害者職場適応助成金（仮称）	加齢により職場への適応が困難となった障害者の雇用継続が図られるよう、事業主が行う①職務の転換のための能力開発、②業務の遂行に必要な者の配置又は委嘱、③業務の遂行に必要な施設の設置等への助成を実施。 【中小・多数雇用事業主に上乗せ】
新設	障害者雇用相談援助助成金（仮称）	障害者の新たな雇入れや雇用の継続が図られるよう、中小企業等に対して必要な一連の雇用管理に関する相談援助の事業を行う者への助成を実施。 【中小・除外率設定事業主に上乗せ】
既存	障害者介助助成金	事業主が行う①障害者の雇用管理のために必要な専門職の配置や委嘱、②障害者の職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する者の配置又は委嘱、③障害者の介助の業務等を行う者の職業能力の開発及び向上への助成を新たに実施。
既存	職場適応援助者助成金	ジョブコーチ助成金について、助成単価や一日当たりの支給上限、事業主の利用回数改善を行う。
既存	全助成金共通	① 助成対象者に、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）を加える。 ② 雇入れ時だけではなく、職務内容の変更が生じた場合にも助成対象となるようにする。 ③ 企業からのヒアリングで、個別に要望のあった事項（支給期間の延長など）を改善する。
既存	障害者作業施設設置等助成金	企業からのヒアリングで、個別に要望のあった事項（個々の機器、設備等に十分な助成額を支給して欲しい）を改善する。

32

障害者雇用相談援助助成金（新設）

障害者の新たな雇用や定着を中小企業に対して、必要な雇用管理に関する相談援助の事業

【新設】障害者雇用相談援助助成金（仮称）

支給要件

- 次のいずれにも該当するものに対して、予算の範囲内において支給する。
- ① 対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の事業（以下「障害者雇用相談援助事業」という。）を行うもの
※ ただし、特例子会社等においては、親事業主等を対象に相談援助事業を実施する場合には、当該相談援助事業により当該特例子会社等から親事業主等への転籍又は出向が実現した場合に限る。
 - ② 障害者雇用相談援助事業を適正に行うに足りる能力を有する者として、当該事業者の住所地を管轄する都道府県労働局長の認定を受けているもの
 - ③ 次に掲げるいずれかに該当するもの
 - (1) その事業所において対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るための措置を行った事業主に対して、相談援助事業（当該相談援助事業により当該措置が行われたと機構が認めるものに限る。）を行ったもの
 - (2) その事業所において対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を行った事業主に対して、相談援助事業（当該相談援助事業により当該雇入れ又は当該雇用の継続が行われたと機構が認めるものに限る。）を行ったもの

支給額

- (1) 対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るための措置を実施 60万円（中小企業事業主又は除外率設定業種の事業主においては80万円）
- (2) 対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を行った場合には、(1)の助成額に、一人当たり7.5万円（中小企業事業主又は除外率設定業種の事業主においては10万円）を上乗せ支給（ただし、4人までを上限とする。）

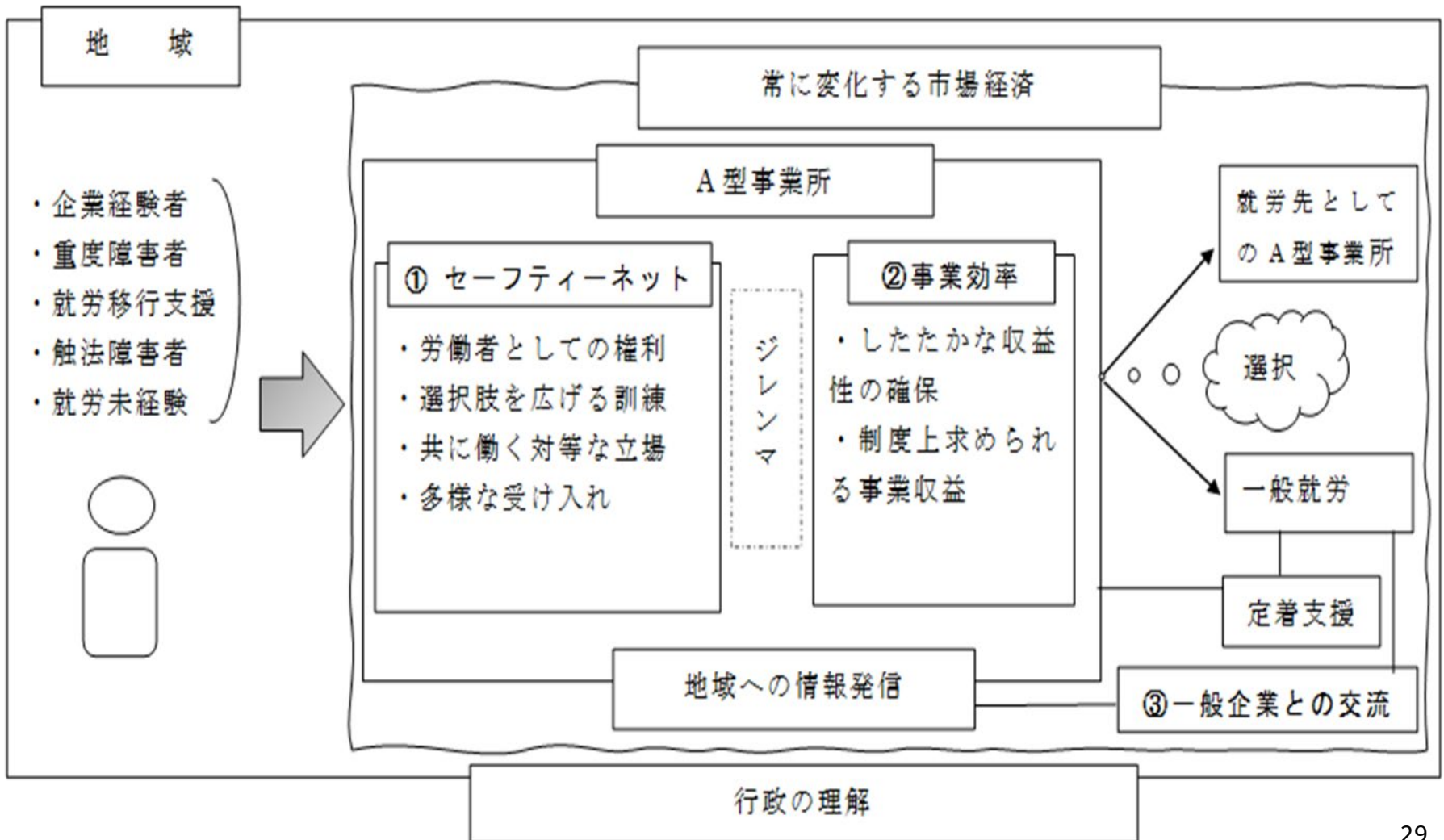
支給回数・期間

1事業主につき、1回。

33

（全障協近畿ブロック中小企業・福祉事業所会議資料より）

筆者が考えるA型の役割



ご静聴ありがとうございました



甲賀市役所でカレーとお弁当を販売を販売中!(^^)!
ぜひ、お立ち寄りください!!

